

総務委員会 会議録

日 時 令和3年3月12日（金曜日） 午前9時57分～午前10時43分
場 所 臼杵庁舎2階 第1委員会室

出席委員の氏名

委員長 大塚 州章 副委員長 伊藤 淳 委 員 河野 巧
委 員 奥田富美子 委 員 吉岡 勲 委 員 匹田 郁

欠席委員の氏名

（ な し ）

説明のため出席した者の職氏名

総務課長 柴田 監 消防長 平川 幸司
消防本部総務課長 小野和寿男 消防本部予防課長 亀井 英樹
財務経営課長 荻野 浩一 秘書・総合政策課長 平山 博造
秘書・総合政策課主幹 小嶋 佳希 その他職員

出席した事務局職員の職氏名

書記 後藤 秀隆

傍聴者

（ な し ）

会議に付した事件及び審査結果

< 審査議案 >

番 号	件 名	協議結果
第6号	臼杵市職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
第7号	臼杵市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について	原案可決
第19号	臼杵市消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部改正について	原案可決
第20号	臼杵市火災予防条例の一部改正について	原案可決
第22号	指定管理者の指定について	原案可決
第23号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決

○委員長（大塚州章）

ただ今から総務委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案は6件であります。お手元の次第にそって審査を行いたいと思います。

それでは、総務課所管の議案の審査を行いますが、関連する監査委員事務局も出席をしております。最初に、第6号議案 臼杵市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題いたします。執行部の説明を求めます。

◎総務課長（柴田 監）

（ 付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明 ）

○委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

○委員（河野 巧）

特にコロナ関係と災害が増えたってということで、条例改正というお話だったんですけども、巡回監視と応急作業等は1回につきってことで、それまでは移動の補助をするのは1回につきってことなんですけども、巡回1回につきというと、複数回行く可能性がある時は、それ掛けるこの金額なんでしょうか。

◎総務課長（柴田 監）

河野委員の質問にお答えいたします。台風とかの状況に応じて、1日や1晩だったり、2日、3日にかかるような場合もございます。市民からの要望で、例えば職員が、下南地区を1回見に行って巡回して戻ってきました、そして、例えば3時間後に市浜地区でまた、そういう状況があったんで、確認に行くというようなことで、1日に何回も出る可能性もございます。基本的には、職員が手分けして、誰が何地区、誰が何地区というような出方をする場合が多いんで、大体1日1回位が普通だと思っておりますが、場合によっては、2回3回出ることも考えられるということで、今回1回につきという、条件にしております。

○委員（河野 巧）

もう1点。消防団の活動で、市職員で団員になっている方がいらっしゃると思うんですけど、そういった時の取り扱いは、緊急性がある時は市の職員として、そちらに行かれるので、団員としては活動してないのか、もしくは両方活動する可能性は、ここに入ってるんでしょうか。

◎総務課長（柴田 監）

ここで想定する職員というのが、建設課とか上下水道課の技術・土木関係の部署になります。その職員が、消防団と掛け持ちで両方行くっていうのは基本的にはございません。職場の方を優先させていただいてるというような状況です。それ以外の巡回するような部署に配置され

てない職員は、例えば避難所の運営で出ないといけないような時を除いて、消防団で活動するというような感じで、どうしても人事異動とかで被った場合は、職場を最優先ということでおります。

○委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

○委員（奥田富美子）

先ほど例として、認知症の方が動けなくなったりというのがあったんですけど、いわゆる旅をしていて行き倒れた方がたまたま臼杵に立ち寄ってみたいなのもあるのかなと思ったんですが、そういう方の場合、認知症の方もそうなんですけど、いきなり福祉課に多分連絡が行くんじゃなくて、私やったら警察に電話するかなと思ったんですが、その流れみたいなものをちょっと教えてもらえますか。いきなり福祉課には多分連絡せんのやないかなって思ったんですが。考えられることで結構です。

◎総務課長（柴田 監）

奥田委員のご質問にお答えいたします。行旅病人の定義といたしましては、1つ目に飢えにより歩行することが困難な行旅者。2つ目に行旅中の妊産婦で手当を要するが、その途を有しないもの。それから3つ目が、行旅者または住所及び住居のないもの、もしくは明らかでないもので、引き取り手がなく、かつ警察官が救護の必要があると認めて市長に引き渡したものであるというような感じになりまして、まず、警察が現場に行くことが一番多いですが、その時に身元が不明の場合は、福祉課のほうに引き継ぐというような形になります。そのあとの手続き、措置っていうんですかね、そういうのが主な対応となってきます。

○委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

○委員（河野 巧）

特殊勤務手当の改正理由として、他の大分県及び他の自治体の特殊勤務手当の状況を鑑みてことなんですけど、これが概ね平均値的なものになるんでしょうか。それとも一律に決まっている分が上がるってということでしょうか。

◎総務課長（柴田 監）

河野委員のご質問にお答えいたします。行旅病人の手当につきましては、2,000円のところもありますし、1,000円、1,500円、2,700円と、市によってまちまちでございます。その中で、一番安い額を、選んでいるというような状況でございます。

○委員（河野 巧）

それと合わせて巡回とかいうのも、一番低い感じなんですか。

◎総務課長（柴田 監）

巡回と対応の部分につきましては、大分県の額に合わせさせていただいております。

○委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

(「なし」の声)

○委員長（大塚州章）

はい。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(な し)

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。これより採決を行ないます。

第6号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。よって、第6号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

○委員長（大塚州章）

次に、第7号議案 臼杵市職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎総務課長（柴田 監）

(付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明)

○委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

(「なし」の声)

○委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

(な し)

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第7号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。よって第7号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで総務課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○委員長（大塚州章）

再開します。

○委員長（大塚州章）

次に、消防本部 所管の議案の審査を行います。

第 19 号議案 臼杵市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎消防本部総務課長（小野和寿男）

（ 付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明 ）

○委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

○委員（河野 巧）

今回報酬を上げていただくということでありがたいんですが、他市に比べて臼杵市の報酬順位が県下でどのぐらいなのかが 1 点と、報酬が全国と比べてどうなのかの説明をお願いします。

◎消防本部総務課長（小野和寿男）

河野委員のご質問にお答えします。現行の報酬額につきましては、現在県下で 11 番目程度でございます。由布市それから玖珠町、九重町と並ぶ 11 番目ということで、県内平均と比べますと 2, 0 0 0 円ちょっと低いような状況でございます。本市も、報酬については、平成 29 年の 1 団制の時に、一律 3, 0 0 0 円上げております。ただし、その後に他市も改定を行っておりますので、11 番目となっております。今回の改定で、県下では現状で 9 番目ぐらい。国東市等と同額となる予定になっております。以上でございます。

○委員（河野 巧）

県下に比べて、そういう状況ってのはわかったんですけども、他市がもっと出してるのであれば、臼杵市が出せない理由が何かあるんでしょうか。要は団員数が多いとか、もしくは人口比率的に国から来る額が低いだとか、その辺の説明があればお願いします。

◎消防本部総務課長（小野和寿男）

河野委員のご質問にお答えします。他市に比べて 11 番目、9 番目に低いということですが、先ほど河野委員が言われたように、人口と比べて消防団員数が各市町村によってまちまちでございます。本市は 4 万人弱で 8 0 0 名としておりますが、別府市あたりは、人口が多い割に団員数が 5 0 0 名というようなことで、そういったところについては、高い報酬額になっております。地域の実情や団員数、活動状況等によって行っているのが現状でございます。

◎消防本部消防長（平川幸司）

河野委員のご質問ですが、他市より報酬等について今は低いということなんですが、これまで団との協議の中で、まず安全を第一に考えたいということで、そういった整備をしてきた経緯もあります。活動服やヘルメット等、そういったところを整備して、これから報酬等をという流れであります。以上です。

○委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

○委員（奥田富美子）

その責務が、重くなっているところで、手当が引き上げられることは良いことだと思います。750人に定員が下がるというところで、試算をされてるかと思うんですが、これまでかかっていた経費と、750人に絞って少し手当を上げていくところで、何か比較されていることがありましたら教えてください。

◎消防本部総務課長（小野和寿男）

奥田委員の質問にお答えします。報酬につきましては、予算ベースでございますが、800人の場合には1,878万円。750人にした場合には、1,885万1,000円と、実質増は7万1,000円という状況でございます。それから費用弁償、手当等につきましては、これまでの1,800円で、出動手当の場合は、年によって件数だったり、時間も変わってきますので、過去3年間の平均で比較した場合、年間220万円ぐらい。これが改定後には318万円程度と、100万円弱の増額となります。以上です。

○委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

（ 「なし」の声 ）

○委員長（大塚州章）

はい。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。

これより採決を行ないます。

第19号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。よって、第19号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

○委員長（大塚州章）

次に、第20号議案 臼杵市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

◎消防本部予防課長（亀井英樹）

（ 付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明 ）

○委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

○委員（河野 巧）

現状の50キロワットを200キロワットへ拡大するということで、市内の消防署の管轄するところは、ほとんど200キロワットに変わるんですかね。現状、市内にある充電施設で、もうすでに変わってるようなところがありましたらお知らせください。

◎消防本部予防課長（亀井英樹）

ご質問にお答えいたします。現在まだ50キロワットを超えるものは設置がありません。50キロワットの急速充電器に関しては市内に4ヶ所あります。自動車販売会社に1基、コンビニエンスストアに1基、あとは自動車整備工場2店舗に2基の計4基が50キロワット未満の急速充電設備として設置されております。今後、大容量電池を搭載した電気自動車の普及に伴い、増えていくものと考えております。以上です。

○委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

○委員（奥田富美子）

用語のところなんですけど。不燃性を可燃性に変えるところですね。資料の下のほうもずっと、変換間違いとか、無くても良い文字があったりといった軽微な修正と思ってよろしいでしょうか。可燃と不燃は全然違うものなので、単純な間違いだったのかどうか教えてください。

◎消防本部予防課長（亀井英樹）

ご質問にお答えいたします。資料にあります通り10の用語ですけれども、1、2、3については、新旧比較表の40ページ41ページを見ていただくと分かりやすいと思いますけれども、火を使用する設備等の規制になりますので、不燃性の蒸気であるとか不燃性の粉じんを規制する必要はないのかなということで、可燃性のものというふうに考えております。また、本市の条例は、総務省消防庁が出している火災予防条例で、準則と一般的に言われるものですが、それを参考に作成しておりますので、総務省消防庁の火災予防条例との比較も行い、今回改正をすることとしております。以上です。

○委員長（大塚州章）

よろしいですか。

（ 「はい」 の声 ）

○委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

（ 「なし」 の声 ）

○委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第20号議案については原案のとおり

可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。よって第20号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

これで消防本部所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

○委員長（大塚州章）

再開いたします。

次に、財務経営課所管の議案の審査を行います。関連する秘書・総合政策課も出席をしております。第22号議案 指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎財務経営課長（荻野浩一）

(付議議案に基づき説明)

○委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（河野 巧）

それぞれの施設の指定管理の件で、該当するエリア、管轄するところの人口とか、世帯数がわかればお願いします。

◎秘書・総合政策課長（平山博造）

まず下南地区でございますが、世帯数は今ちょっと手元にありませんけども、人口としては2,900人強ぐらいございます。それから川登地区につきましては、地区人口が1,105人となっております。世帯数はちょっと手持ちにありません。

○委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

(「なし」の声)

○委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

(な し)

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第２２号議案については原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。よって第２２号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで財務経営課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。

休憩いたします。

午前１０時３８分 休憩

午前１０時３９分 再開

○委員長（大塚州章）

再開いたします。次に秘書・総合政策課所管の議案の審査を行います。第２３号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎秘書・総合政策課長（平山博造）

（ 付議議案に基づき説明 ）

○委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員（河野 巧）

この総合整備計画書の中に辺地度点数っていうのが出てくるんですけど、これはどういったものか、教えていただければと思います。

◎秘書・総合政策課主幹（小嶋佳希）

辺地度点数というのは、辺地自体が大字単位ごとに区切っているものなんですけれども、その中で中心地というのを設定いたします。中心地というのは、その大字区域の中で一番宅地評価が高かった地域が中心点となります。その中心部から、最寄りの停留所まで何キロだとか、最寄りの学校施設まで何キロだとか、医療施設が何キロかといった、要するに生活に必要な施設がどのくらいの距離にあるのか、そこに行くのはどう行くのか、バスなのか、そういったものを積み重ねて、総合で１００点。これは国の基準で、何キロだったら何点というのが決められているんですけども、それが１００点を超えれば、辺地として認められるということになりますので、簡単に言えば不便な土地ほど点数が上がっていくというような形になります。以上です。

○委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

（ 「なし」の声 ）

○委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第２３号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。よって第２３号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで秘書・総合政策課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。以上で総務委員会に付託をされました議案６件の審査を終了いたします。これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

午前１０時４３分 閉会

臼杵市議会委員会条例第３０条第１項の規定により、ここに記録を作成する。

令和３年３月１２日

臼杵市議会

総務委員会委員長 大塚 州章